

平成27年度 鴨川市立江見小学校 学校経営の基本構想

学校教育目標 夢に向かって「かしこく、やさしく、たくましく」生きぬく子ども達の育成

《めざす児童像》

【かしこい子（知）】

- ①夢の実現に努力する子
- ②自ら学び続ける子
- ③共に学び合える子
- ④進んで表現できる子

【やさしい子（徳）】

- ①思いやりのある子
- ②進んであいさつする子
- ③感謝の心をもてる子
- ④進んで協力しよく働く子

【たくましい子（体）】

- ①進んで運動する子
- ②ねばり強くがんばる子
- ③健康安全に気をつける子
- ④チャレンジ精神旺盛な子

【ふるさと大好きな子】ふるさとを愛し、ふるさとを誇れる子

《めざす教師像》

- ①心身ともに健康で子供と歩む明るい教師
- ②研修に励み、授業で勝負できる教師
- ③心と力を合わせ、進んで協働できる教師
- ④保護者や地域の方々に信頼される教師

《めざす学校像》

- ①花と笑顔と挨拶のあふれる、楽しい学校
- ②良さを認め・褒め・励ます、温かい学校
- ③学習環境の整った、きれいな学校
- ④いじめを許さない、安心・安全な学校

学校経営方針 ※『知・徳・体』のバランスのとれた全人教育の推進

◆平成27年度キーワード（つなげる・つながる）◆

- 1 『すべては子ども達のため』の考えの基学校づくりを推進する。（認める・褒める・励ます）
 - 子ども達が目を輝かせ夢中で学び合い、教師も児童もわくわくする授業の創造
 - 子どもとの心のふれあいを大切に、厳しさの中にも温かみのある信頼に支えられた指導
- 2 全職員で全児童を育てる学校づくりを推進する。（チーム江見小）
 - 問題意識を共有することで、共に、学び合い高め合う教師集団への成長
 - 組織マネジメントの機能を生かした教育活動の質的改善と校務運営活性化への取り組み
- 3 家庭・地域と連携した安心で安全な学校づくりを推進する。（信頼される学校づくり）
 - 地域の教育力を生かした教育課程の創造・実践を基に、地域を愛し地域に育まれる子ども達の育成を推進するとともに、積極的な情報発信と情報収集に努める
 - 安全教育、健康教育、防災教育の充実

本年度の経営と具現化の方策（★印は平成27年度重点）※各委員会中心に組織的に実現を図る

1 かしこい子（確かな学力の向上）.知

- ①学び合い学習の推進（自分の考えを持ち、表現し、交流することで広げ深める）
- ★②基礎基本の「習得」（教えるべきことはしっかり教える、学びタイムの充実）
- ③知識技能を「活用」して「思考力・判断力・表現力」の育成（問題解決学習・体験学習）
- ④指導目標の明確化と指導方法の工夫改善（本時のねらいは何か、達成するための工夫は何か）

江見小学校・江見幼稚園・江見保育園の『学校運営評議員会』に関する要項

(設置)

第1条 小学校と幼保一元化施設が同一敷地内にある本校・本園において、地域に開かれ、地域とともに歩む学校・園づくりを推進するため、学校運営評議員会（以下（評議員会）という。）を置く。

(評議員会の所掌事務)

第2条 評議員会は校長及び園長の求めに応じ、江見保幼小の学校運営に関する、次に掲げる事項について協議し、意見交換を行う。

- (1) 教育構想（教育目標及び教育計画等）に関する事項
- (2) 教育活動を充実させるための方策に関する事項
- (3) 学校（園）と家庭、地域との連携・協力のあり方に関する事項
- (4) 学校支援ボランティアに関する事項
- (5) 学校（園）の教育環境整備に関する事項
- (6) 園児・児童の健全育成に関する事項
- (7) その他、校長及び園長が必要と認める事項

(組織)

第3条 評議員会は、20名以内の委員で組織する。

2 評議員は、次に掲げる者のうちから校長及び園長が委嘱し、教育委員会に報告する。

- (1) 地区区長会代表
- (2) PTA代表
- (3) 幼稚園、保育園保護者代表
- (4) 教育行政代表
- (5) 識見を有する者
- (6) その他、園児・児童の健全育成に関わる団体等の代表

3 評議員会に会長及び副会長各1人を置き、評議員の互選によりこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、評議員会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(任期)

第4条 評議員の任期は、評議員に委嘱された日から、その日の属する年度の3月31日までとする。

2 評議員は、再任することができる。

(会議)

第5条 会議は、校長及び園長が招集する。

2 校長及び園長の求めがあったときは、会議に評議員以外の参考人の出席を求め、第2条に規定する学校運営に関する事項について意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 評議員の事務を処理するため、江見小学校に事務局を置く。

2 事務局は、会議に出席し、校長及び園長が会議に提出した資料について、必要な補足説明をすることができる。

(守秘義務)

第7条 評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補足)

第8条 前各条に定めるもののほか、評議員会の運営その他必要な事項については、校長及び園長が別に定める。

附則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

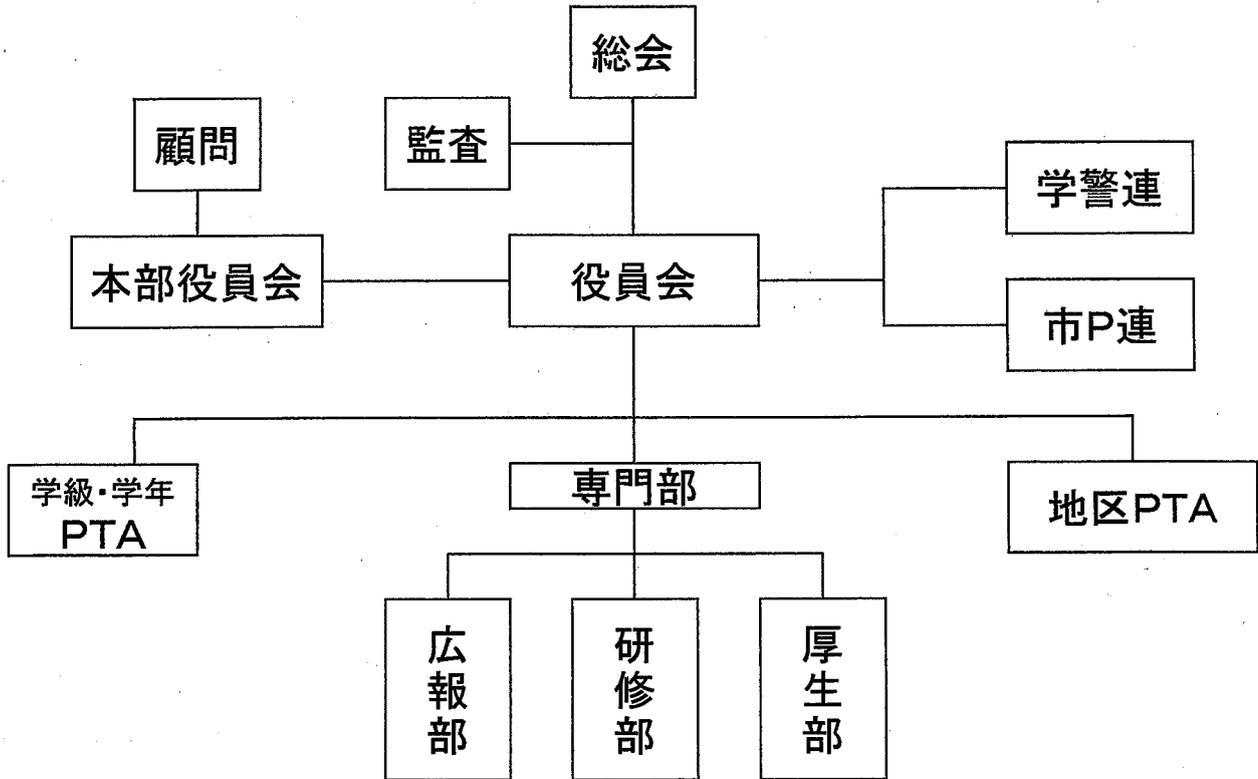
平成27年度 江見保幼小「学校運営評議員会」委員

No.	関係機関	氏名		住所	電話番号
1	区長会		江見地区区長会代表		
2			曾呂地区区長会代表		
3			太海地区区長会代表		
4	有識者		江見地区代表		
5			江見地区代表		
6			曾呂地区代表		
7			曾呂地区代表		
8			太海地区代表		
9			太海地区代表		
10	教育行政		鴨川市教育委員会		
11			鴨川市教育委員会		
12	PTA		江見小学校PTA会長		
13			江見小学校PTA副会長		
14			江見小学校PTA副会長		
15	保護者代表		江見保育園保護者代表		
16			江見幼稚園保護者代表		
17	学校代表		江見小学校長		
18			江見小学校教頭		
19			江見小学校教務主任		
20			江見こども園長		
21			江見こども園副長		

統合小学校PTA設立準備委員会の経過について

- 1 P T A組織図（案）について
- 2 平成27年度役員選出方法（案）について
- 3 平成27年度P T A主な行事及び活動（案）について
- 4 平成27年度P T A予算（案）について
- 5 今後のスケジュールについて
 - ①P T A規約について
 - ②新役員選出
 - ③設立準備委員と新P T A役員引き継ぎ
 - ④P T A総会準備（総会資料の作成・総会の役割分担）

統合小学校PTA組織図(案)



目 次

I 学校経営の基盤		
1 本校の概要		
(1) 学校所在地 校歌 校章	1
(2) 学区の概要 (学区の地図入り)	2
(3) 沿革	3
(4) 職員	4
(5) 校務分掌	5
(6) 児童数 ①学年別 ②地区別	6
(7) 学校医・薬剤師	6
(8) 教育予算	6
(9) 校舎配置図	7
II 学校運営の概要		
1 学校経営目標	8
2 本年度の経営の重点	9
3 各学年の経営方針と重点目標	10・11
4 年間行事予定	12・13
III 教育課程の計画		
1 今年度の教育課程の推進内容	14
2 指導時数・日課表	15
3 各教科の指導の工夫	16
4 抱き合わせ制の教科	17
5 日課時程表	18
6 学年別日課表	19
7 学年・教科別年間授業時数	20
8 抱き合わせ教科の配分	21・22
9 鴨川市小中一貫教育の取り組み	23
IV 教育計画の概要		
1 教科等経営計画		28・29
2 道徳教育推進計画	(1) 千葉県道徳教育の指針	30
	(2) 道徳教育全体計画	31
	(3) 学年別重点指導内容	32
3 特別活動指導計画	(1) 全体計画	33
	(2) 学級活動年間指導計画	34・35
	(3) 児童会活動計画	36・37
	(4) 委員会活動計画	38
	(5) クラブ活動計画	39
4 総合的な学習の時間	(1) 全体計画	40・41
	(2) 年間計画一覧	42
5 キャリア教育全体計画		43
6 国際理解教育全体計画		44

7	情報教育計画	45
8	読書推進計画	46
9	福祉教育計画	47
10	環境教育計画	48
11	幼小連携教育	49
12	小中一貫教育 学校間連携	50
13	学校人権教育計画	(1)基本方針(2)具体的方策(3)組織と運営 51
		(4)全体計画 52
		(5)年間指導計画一覧 53
14	特別支援教育就学指導計画	54
15	健康教育計画	(1)学校保健全体計画 55
		(2)学校保健指導月別計画 56
		(3)食育計画
		①全体計画 57
		②年間指導計画 58
		③給食指導計画 59
		(4)学校体育指導計画
		①全体計画 60
		②体力向上計画 61・62・36
		(5)保健室経営 64・65
16	生徒指導計画	(1)全体計画 66
		(2)生徒指導月別計画 67・68
V	開かれた学校作り	(1)地域に開かれた学校・学級をめざして 69・70
		(2)学校評価 71
VI	校内研修	1 テーマ研修 研究主題等 72・73・74
		2 一般研修 75
VII	防災計画	目的 76
		目標 76
		防災組織 76
		対策行動 76
		訓練計画 77・78
		学校安全計画 79
		危機管理体制 80・81
		個人情報取り扱い 82・83
		校舎配置図 緊急時利用計画 84
VIII	事務室経営	学校事務経営方針 事務処理計画 85・86
IX	校内諸規定	1 職員の服務規定 87
		2 勤務時間の割り振り 88
X	その他	不祥事防止への取り組み 89